

年度 項目	昭和 28	29	30	31	32	34	36	昭和 39	43	44	49	51	53	54
軽油引取税				(創設) 税率 1k% 6,000円	税率 1k% 8,000円	税率 1k% 10,400円	税率 1k% 12,500円	税率 1k% 15,000円				税率 1k% 19,500円 (2年度間の暫定税率)	暫定税率を2年度間延長	税率 1k% 24,300円 暫定税率を4年度間延長
その他の税	・附加価値税の実施が、昭和29年1月1日からと延期された。	・附加価値税は廃止された。	・大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。											
自動車取得税								(創設) 昭和43年7月1日から実施税率 取得価額の3%  (免税点) 取得価額10万円	(免税点) 取得価額15万円	(税率) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの 取得価額の5%  (免税点) 取得価額30万円 (昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの時限法)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	

年度 項目	55	58	60	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽油引取税		暫定税率を2年度間延長	暫定税率を3年度間延長	暫定税率を5年度間延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税団体を軽油の納入地の所在の都道府県に変更</li> <li>混和等の承認義務制度の創設</li> <li>仮特約業者制度の創設(元.10.1)</li> </ul>				税率 1kg 32,100円 (平成5年12月1日から) 暫定税率を平成9年度まで延長					暫定税率を5年度間延長
その他の税		大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額税率 1.4%												
自動車取得税	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を3年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を5年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (5年度間延長)	(税率) ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 (H2～3年度間、1%控除)  (免税点) 取得価額50万円以下 (H2～4年度間)	ABS装着規制適合車への買い替え 0.3%控除  ビギンバック輸送用トラックの取得 0.3%控除	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 (H4～5年度間、1%控除)  平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成4年4月1日～平成5年9月30日 1%控除 平成5年10月1日～平成6年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車の取得 2%控除	平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成5年4月1日～平成6年9月30日 1%控除 平成6年10月1日～平成7年2月28日 0.1%控除  天然ガス自動車の取得 2%控除  中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車 1%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長  (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長)	ABS規制適合車の取得 平成6年4月1日～平成7年8月31日 0.3%控除  メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.2%控除とする(平成9年3月31日まで) 平成6年排出ガス規制適合車の特例措置廃止 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車の特例措置の適用期限を平成9年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.4%控除とする。  平成9年排出ガス規制適合車の取得 平成8年4月1日～平成9年9月30日 1%控除 平成9年10月1日～平成10年12月31日 0.1%控除	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成11年3月31日まで延長する。  平成10年排出ガス規制適合車の取得 平成9年4月1日～平成10年9月30日 1%控除 平成10年10月1日～平成11年2月28日 0.1%控除  流通業務効率化事業用自動車の特例措置廃止	(税率) 暫定税率を5年度間延長  (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長)  ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置についてバス、トラックその他の省令で定めるもの 2.4%控除 その他の特定自動車 2%控除 平成10年4月1日～平成12年3月31日 平成11年度排出ガス規制適合車の取得 平成10年4月1日～平成11年9月30日 1%控除 平成11年10月1日～平成12年2月29日 0.1%控除



年度	24
項目	課税免除措置について、利用率が低い6業種を廃止、その他の業種は3年間の時限措置とされた。
軽油引取税	
その他の税	
自動車取得税	<p>(初めて新規登録を受けるもの)</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t以下(乗用車等)  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t超3.5t以下(中量車)  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減  平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減  平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減</p> <p>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t超～(中量車・重量車)  平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減  平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減  平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減  平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減</p> <p>(初めて新規登録を受けるもの以外)  ○電気自動車, 天然ガス自動車, プラグインハイブリッド自動車, クリーンディーゼル乗用車,  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t以下(乗用車等)  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t超3.5t以下(中量車)  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除  平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除  平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除  平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除</p> <p>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量3.5t超(重量車)  平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除  平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除  平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除  平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除  平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成  平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除</p>